

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成18年8月7日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に、食品リサイクル専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく食品循環資源の再生利用等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

食品リサイクル専門委員会の設置について

1．設置の趣旨

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)は、平成13年の法施行後、食品循環資源の肥料・飼料等への再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量の実施すべき量に関する目標として、平成18年度における実施率を20%と定め、その達成に向け取り組んできているところであるが、未だ実施率の目標を達成していない食品関連事業者が相当数あり、また、再生利用よりも優先されるべき発生抑制が十分に進んでいるとは言えない状況にある。

同法の附則第2条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、標記専門委員会を設置して、食品リサイクル制度の見直しについて検討するものである。

2．検討事項

- (1) 食品関連事業者等が行う食品廃棄物の発生抑制の促進策に関すること
- (2) 食品関連事業者等が行う食品循環資源の再生利用の促進策に関すること
- (3) 食品循環資源のエネルギー利用の取扱いに関すること
- (4) その他食品リサイクル制度の運営に関する検討

3．検討スケジュール

概ね月1回程度開催、12月中に報告書を取りまとめる予定。

4．運営方針

- ・専門委員会は、専門学識経験者、関係業界、消費者及び地方公共団体関係者から構成する。
- ・農林水産省食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会との合同開催を行うことを予定。